交際費課税の改正と 日本&世界の交際費

際費課税の中小法人に対 する定額控除 600 万円が 800万円に引上げられ、その 金額までの10%損金不算入措 置が今年の税制改正で撤廃さ れました。交際費の額が年間 800万円より大分低い中小法 人では、交際費か否か、の科 目判定は意味を持たないこと になりましたので、こういう 法人にとっては、交際費課税 は事実上廃止になったと言っ ても過言ではありません。

際費課税制度は、朝鮮特 需の活況の中での交際費 の乱費化が目に余るようにな ったのに際し、冗費の節約と 資本蓄積の促進が立法趣旨と して掲げられて、昭和29年度 の税制改正で導入されました。 はじめは、大資本法人のみが

対象で、過去年度の7割を基 準にそれの超過額の50%を 損金不算入とするものでした。 その後、中小法人も含めた制 度にもなり、超過額課税の基 準も変遷し、大法人は100% 損金不算入となりました。

成以後の改正としては、 平成6年度改正で資本金 5,000 万円以下法人の定額控 除額が10%損金不算入とな り、平成10年度改正でその 10%損金不算入が20%とな り、平成14年度改正で資本金 5,000 万円以下法人の定額控 除が400万円に統一され、平 成 15 年度改正で定額控除の 対象法人が1億円以下となり、 定額控除の損金不算入が 10%に戻り、平成18年度改 正で1人当たり5,000円以下

飲食費が交際費除外となり、 平成22年度改正で資本金5 億円以上法人の完全支配関係 法人の定額控除適用排除とな り、そして今年の改正に繋が っています。

得税はイギリスで考案さ れ、印紙税はオランダで 考案され、消費税はフランス で考案されました。交際費課 税の発祥が日本であることも 有名で世界に拡がっています。

際費の額のうち、アメリ カは50%損金不算入、イ ギリスは 100 %損金不算入、 ドイツは30%損金不算入、フ ランスは 100 %損金算入 (贅 沢費とされる交際費は必要経 費性の証明が必要)、中国は 40 %損金不算入 (売上の0.5 %が損金算入限度)です。

国それぞれですが、いず れの国も少額贈答品に関 しては課税交際費から除外し ており、課税基準の改正もし ばしばなされています。

き 5 H 色 常食 つる女」 は の 日 T じめ、 採取 美 小さな茄子 L 膳をにぎ Vi します。 花が終 夏から 23 日 処 わ 初茄子。 わら 暑 初 0 す 秋に 実が 茄子。

討 今月は 後で夏休み気分もあ こんな時こそ社内財 ヤンスといえます。 や業務対策を考えるよ 行事も少なく の手に 税務署も定期異 鋏左に茄 服状態 務の



8月の税務メモ

(国 税)

- ○7月分源泉所得税の納付(特例適用 者を除く)
- ○6月決算法人の確定申告
- ○12月決算法人の中間(予定)申告
- ○個人事業者の消費税中間申告

12日

- (地方税) ○7月分個人住民税特別徴収分の納付
- 9月2日
- - ○6月決算法人の確定申告 ○12月決算法人の中間(予定)申告

 - ○個人事業税の第1期分納付
 - ○個人住民税の普通徴収第2期分納付 ○個人事業者の地方消費税中間申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。

ょ と晩眠 11 知恵 n

が出るもの 口 T 0 詩

人

1

丰

決定をあせってはならな